



参考資料

1 用語集

【あ行】

NPO法人 (Not for Profit Organization)

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

【か行】

介護給付

介護が必要と認められた人（要介護1～5）に給付される介護保険の保険給付。

介護支援専門員（ケアマネージャー）

要介護者等からの相談に応じて、その心身の状況等により適切な居宅サービス、施設サービス等を利用できるようにケアプランを作成し、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人。

介護予防事業

地域支援事業の必須事業の一つであり、要支援・要介護状態になることの予防を目的とする事業。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となり、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すための事業。

介護離職

就業者が家族の介護や看護のために退職、転職すること。

協議体

市町村が主体となり、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。

居宅サービス

介護（予防）サービスのうち、施設に入所せず自宅で、あるいは自宅から施設に通って受けるサービスのこと。主なサービスは、訪問介護（ホームヘルプサービス）や訪問看護、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、福祉用具貸与など。

健康寿命

日常生活に介護などを必要とせず、心身とも自立した活動的な状態で生活できる期間をいう。

権利擁護

自らの意思を表示することが困難な障がいのある人や認知症高齢者などに代わって、援助者などが代理として、その人の権利を守ること。

コーホート変化率法

各コーホート（同年または同期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

後期高齢者

75歳以上の高齢者。

高齢化率

高齢者人口（65歳以上人口）が総人口に占める割合をいう。

国勢調査

人口の静態統計を把握するために5年ごとに行われる調査。調査対象は全国民、全世帯であり、調査事項は世帯および世帯員に関するさまざまな事項からなる。全数調査の代表的な例。

【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス、その他の必要な福祉サービスを提供し、高齢者が安心して暮らせる賃貸住宅等の住まい。

在宅医療

継続した医療が必要であるが、通院困難な者に対し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等が連携し、在宅で行う医療であり、訪問診療や緩和医療、看取り等がある。

新オレンジプラン

「認知症の人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らしを続けることが出来る社会を実現する」ことを目的に、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて策定された。正式には認知症施策推進総合戦略という。

施設サービス

介護保険制度における、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院により提供されるサービスのこと。

社会福祉士

社会福祉士法および介護福祉士法において位置づけられる、専門的知識および技術をもって、身体的若しくは精神的な障がいや環境上の理由で日常生活に支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、その他の援助を行う専門職のこと。

自立支援

介護が必要な人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援のこと。

スロープ

自転車や車椅子の利用者や幼児・高齢者などが通り易い様に、通路や廊下などの床の高低差を傾斜路として処理した場所。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が不十分でない方の財産と生活を守ることを目的とする制度。財産管理や契約、福祉サービスの利用契約などについて、選任された成年後見人が代理して行う。

【た行】

ターミナル（ケア）

終末期医療。終末期の患者に対する、身体的苦痛や精神的苦痛を軽減する目的の医療・看護。

団塊の世代

戦後の、主に昭和22年から昭和24年までに生まれた世代のこと。この世代の特徴として出生数、出生率が以後のどの世代よりも高い。

地域福祉

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者および社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられること。

地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられるように支援するサービス。認知症高齢者のためのグループホームやデイサービスのほか、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護などがある。市町村が事業者の指定権限を持ち、利用者は原則地域住民に限定。

デマンド交通

電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。

特定福祉用具（販売）

利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービス。福祉用具販売では、その用途が「貸与になじまないもの」である用具。対象種目は、腰掛便座や入浴補助用具など5種目。

【な行】

認知症

脳の器質的障がいによって、いったん獲得された知能が持続的に低下・喪失した状態をいう。記憶力・記憶力・思考力・判断力・見当識の障がいや、失行・失語、実行機能障がい、知覚・感情・行動の異常などがみられる。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、医療や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動などのできる場所。

認知症ケアパス

認知症の進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すもの。

認知症サポーター

認知症になっても安心して暮らせることを目指し、厚生労働省が「認知症サポーターキャラバン」事業（認知症サポーターの養成）を実施。地域・企業・学校等で開催される養成講座を受講することにより、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたかく見守る応援者のこと。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

認知症地域支援推進員

認知症の医療や介護における専門的な知識を有する者で、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症の人への効果的な支援を行う人のこと。

日常生活圏域

地域密着型サービスの提供や地域包括支援センター等の設置について基本となる圏域。

【は行】

被保険者

保険に加入している本人をいう。介護保険制度においては、①市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人（第1号被保険者）、②市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）がある。

福祉用具（貸与）

利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービス。対象種目は、車いす、電動ベッド、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえなど13種目。

フレイル

加齢とともに心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障がいされ、ストレスに弱くなっている状態。一方で適切な介入、支援により生活機能の維持向上が可能な状態である。

保険者

保険事業を行う主体をいう。介護保険の保険者は、市町村（特別区を含む）。

ボランティア

社会福祉等のために、労力の奉仕、技術提供を行う活動。または、その活動を行う人。

【ま行】

みと 看取り

病人のそばにいて世話をすること。また、死期まで見守り看病すること。看護。

【や行】

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護、その他の必要な福祉サービスを提供する施設。

要介護

介護保険法では、「身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態」とされている。要介護状態は、要支援状態よりも介護の必要の程度が重度であり、その区分は介護の必要度により5段階に区分されている。

要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、市町村が行う要介護状態区分の認定のこと。全国一律の客観的な方法や基準に従って行われる。心身の状況などに関する認定調査の結果と疾病や負傷の状況に関する主治医意見書に基づき、介護認定審査会において審査判定が行われ、その結果に従い、市町村が要介護認定を行う。

要支援

要介護状態区分を指す「要介護1～5」に対応して、要支援認定を指し、「要支援1・要支援2」に区分される。要支援は、要介護より介護の必要の程度が軽度であり、介護予防サービスが給付（予防給付）される。

予防給付

支援が必要と認められた人（要支援1・2）に給付される介護保険の保険給付。

2 瑞浪市高齢者福祉計画等推進委員会規則

平成28年12月26日規則第52号
改正 平成29年12月22日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号）第3条の規定により、瑞浪市高齢者福祉計画等推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者 3人以内
- (2) 介護保険サービス事業者 3人以内
- (3) 医師及び歯科医師 3人以内
- (4) 高齢者福祉に関する識見を有する者 1人以内
- (5) 公募による市民 3人以内

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定に関する審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月22日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 第7期瑞浪市高齢者福祉計画等推進委員会委員名簿

	氏名	選任区分	摘要	備考
1	勝股 真人	医師及び歯科医師	勝股医院院長	会長
2	江口 研	医師及び歯科医師	大湫病院院長	
3	佐々木 貴浩	医師及び歯科医師	瑞浪歯科医師会副会長	
4	土本 かおり	介護保険サービス事業者	千寿の里西小田施設長	
5	加藤 義弘	介護保険サービス事業者	株式会社アイランドシー・アイ 代表取締役	
6	伊藤 明芳	介護保険サービス事業者	瑞浪市社会福祉協議会 事務局長	副会長
7	小木曾 久榮	高齢者福祉に関する 識見を有する者	民生委員	
8	河村 末男	介護保険の 第1号被保険者	瑞浪市長寿クラブ連合会 書記	
9	柴田 幸一	介護保険の 第2号被保険者	2号被保険者代表	
10	工藤 靖子	介護保険の 第2号被保険者	2号被保険者代表	
11	塚本 恵子	公募による市民	市民	
12	太田 實	公募による市民	市民	
13	棚橋 幸子	公募による市民	市民	

4 第7期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定経過

	開催（実施）年月日	内 容
アンケート	平成29年3月	介護に関するアンケート調査
第1回	平成29年6月5日	第7期 瑞浪市老人保健福祉計画・瑞浪市介護保険事業計画の概要について （1）計画の概要 （2）調査結果の報告
第2回	平成29年10月5日	第7期 瑞浪市老人保健福祉計画・瑞浪市介護保険事業計画（案）及び第6期計画の評価と第7期計画の方針について （1）第7期計画における第1章・第2章について （2）第6期計画の各事業評価と第7期計画での方向性について （3）第7期計画の基本理念について （4）第7期計画における第3章及び第4章の1について
第3回	平成29年11月21日	第7期 瑞浪市老人保健福祉計画・瑞浪市介護保険事業計画（案）について （1）計画の名称変更について （2）第2回推進委員会での第1章から第4章までの指摘事項及び変更事項について （3）第5章「介護保険サービス量の見込み」について
パブリックコメント	平成30年1月1日 ～平成30年1月28日	提出意見なし
第4回	平成30年2月6日	第7期 瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について （1）第3回推進委員会及び庁内各課等からの指摘事項への対応について （2）パブリックコメントの実施報告について （3）第7期介護保険料について

5 パブリックコメントの結果

実施期間	平成 30 年 1 月 1 日（月）～平成 30 年 1 月 28 日（日）
計画書閲覧方法	市ホームページ及び市役所高齢福祉課・各コミュニティーセンターで閲覧
意見提出数	・直接持参 0 件 ・郵送 0 件 ・ファックス 0 件 ・電子メール 0 件

第7期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成30年3月

発行：瑞浪市

編集：民生部 高齢福祉課

〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

TEL：(0572) 68-2111 (代表) FAX：(0572) 66-1278
